

第 11 回 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び 発生の防止に関する審議会

日 時：令和 4 年 8 月 2 日(火)
午後 3 時 45 分から午後 5 時 00 分まで
場 所：市庁舎 18 階会議室みなと 4・5
及び オンライン会議 併用

1 開会

2 議題

- (1) 事業体系について【資料 2】
- (2) 令和 3 年度の実績について【資料 3】
- (3) アンケート調査の結果について
 - ア ヨコハマ e アンケート【資料 4】
 - イ 地域包括支援センター向けアンケート【資料 5】
 - ウ 基幹相談支援センター 及び
精神障害者生活支援センター向けアンケート【資料 6】
- (4) 令和 4 年度 取組の方向性について【資料 7】
- (5) 個別事案について【資料 8】

3 閉会

資 料

- | | |
|--------|---|
| 【資料 1】 | 委員名簿・事務局名簿 |
| 【資料 2】 | いわゆる「ごみ屋敷」対策の事業体系図 |
| 【資料 3】 | 令和 3 年度の実績について |
| 【資料 4】 | アンケート調査の結果について（ヨコハマ e アンケート） |
| 【資料 5】 | アンケート調査の結果について（地域包括支援センター向けアンケート） |
| 【資料 6】 | アンケート調査の結果について（基幹相談支援センター及び
生活相談支援センター向けアンケート） |
| 【資料 7】 | 令和 4 年度 取組の方向性について |
| 【資料 8】 | 個別事案について |

横浜市建築物等における不良な生活環境の
解消及び発生の防止に関する審議会 委員名簿

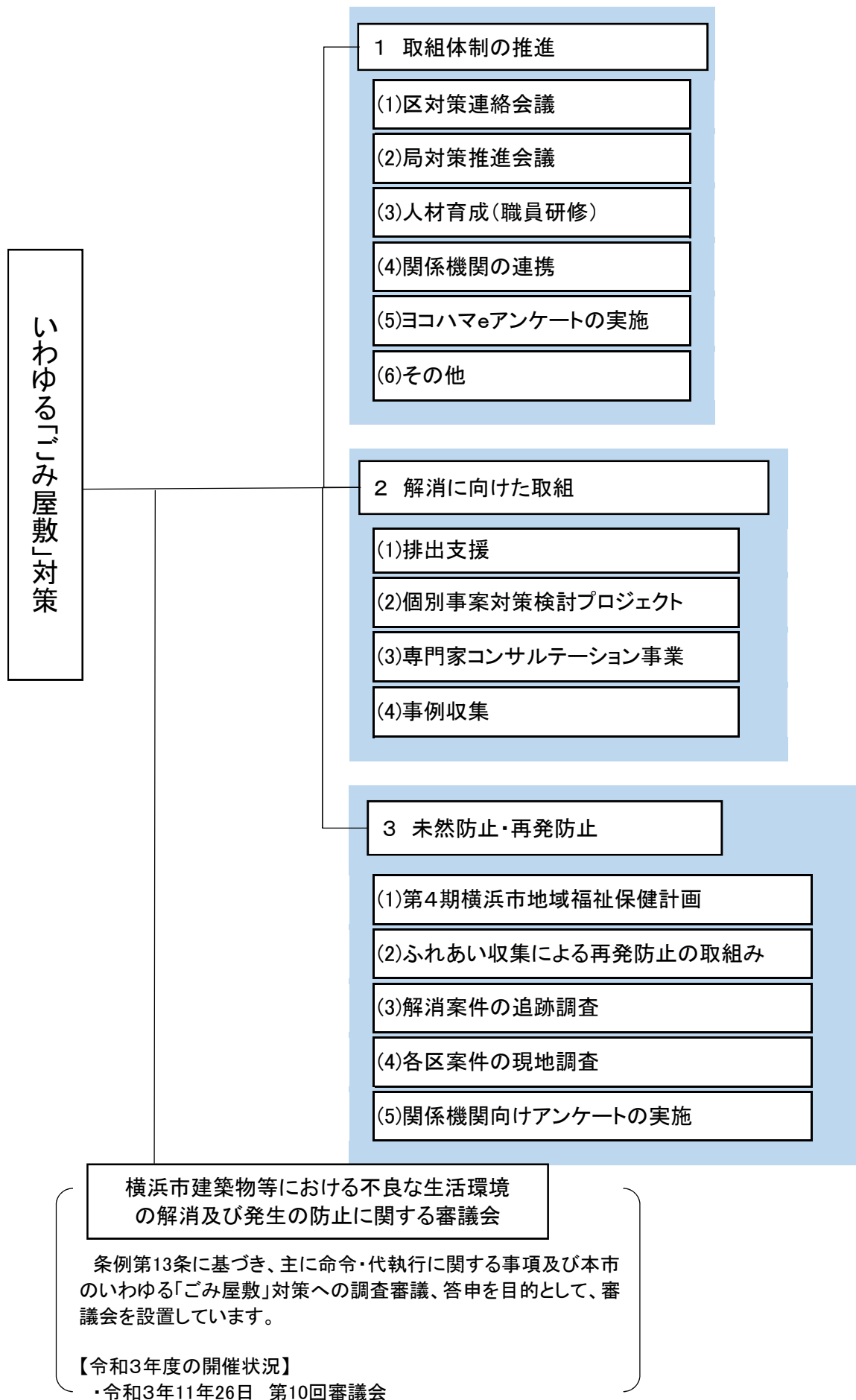
氏 名	所属等
いけだ せいじ 池田 誠司	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
いずいし みのる 出石 稔	関東学院大学法学部長
きし えみこ 岸 恵美子	東邦大学看護学部長
くろかわ さとし 黒川 哲志	早稲田大学社会科学総合学院教授
さとう まこ 佐藤 麻子	弁護士(神奈川県弁護士会)
まつざわ ひでお 松澤 秀夫	横浜市町内会連合会
みねまつ まさこ 峰松 雅子	横浜市民生委員児童委員協議会

(五十音順)(敬称略)

横浜市建築物等における不良な生活環境の
 解消及び発生防止に関する審議会 事務局名簿

区局名	補職	氏名
健康福祉局	局長	<small>さとう ひろたか</small> 佐藤 広毅
	地域福祉保健部長	<small>うちだ さわこ</small> 内田 沢子
	福祉保健課 人材育成担当課長	<small>といだ みちこ</small> 樋田 美智子
資源循環局	局長	<small>かなざわ さだゆき</small> 金澤 貞幸
	家庭系対策部長	<small>たちばな ちえ</small> 立花 千恵
	業務課長	<small>さわだ りょうじ</small> 澤田 亮仁

いわゆる「ごみ屋敷」対策の事業体系図



令和3年度の実績について

1 取組体制の推進

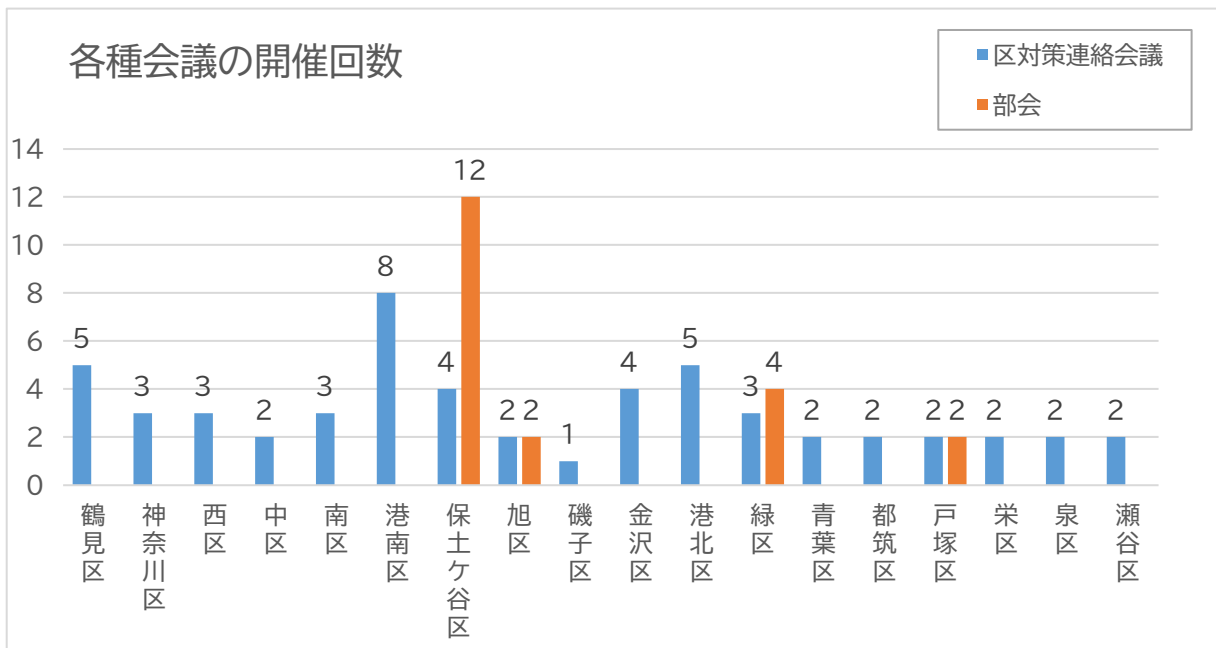
(1) 区対策連絡会議の実施

区役所／健康福祉局

対策連絡会議は、各区の要綱に基づき設置され、区長を座長とし、部課長級の職員で構成されています。区内の情報共有、いわゆる「ごみ屋敷」の判定、対応方針や支援体制の決定、個別事案の進捗管理等を行っています。対策連絡会議の下部組織として部会を設置している場合や、案件発生時速やかに対応できるよう会議を臨時開催するなど、各区の実情に応じて柔軟に実施しました。

各区の対策連絡会議で判定された件数や解消件数は、健康福祉局福祉保健課が年2回（9月30日、3月31日時点）集計し、審議会で報告しています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で1回（3月31日時点）の報告としました。

【各区の実績】



(2) 局対策推進会議の実施

区役所／健康福祉局／資源循環局

区役所、健康福祉局、資源循環局の区局長、部長級職員で構成し、市全体のいわゆる「ごみ屋敷」対策の進捗管理を行います。

令和3年度は、令和2年度の取組内容の共有及び今後の取組の方向性について検討しました。

また、支援困難事例3件についての検討を行いました。

【開催回数】 1回

【各区の件数一覧】

令和4年3月31日時点

	R3. 4. 1 時点	新規把握	計	近隣への影響 が解消	R4. 3. 31 時点
鶴見	4	1	5	0	5
神奈川	3	2	5	3	2
西	3	1	4	1	3
中	7	0	7	4	3
南	5	1	6	1	5
港南	0	2	2	1	1
保土ヶ谷	2	1	3	2	1
旭	4	0	4	0	4
磯子	1	0	1	1	0
金沢	6	2	8	4	4
港北	3	1	4	2	2
緑	2	1	3	2	1
青葉	0	1	1	0	1
都筑	0	0	0	0	0
戸塚	1	3	4	2	2
栄	2	0	2	0	2
泉	1	0	1	1	0
瀬谷	0	0	0	0	0
市合計	44	16	60	24	36

(3) 人材育成(職員研修の実施)

区役所／健康福祉局／資源循環局

ア いわゆる「ごみ屋敷」対策の背景と基本的な考え方、条例の概要、各種規定類に関する説明、排出支援の取組などについて、福祉保健センター、資源循環局の職員を対象に実務研修を実施しました。

イ いわゆる「ごみ屋敷」対策は、地域の課題解決であり、基礎自治体職員としての役割について考えることを目的に、新採用職員、比較のごみ屋敷問題にふれる機会があると思われる、区役所、健康福祉局、こども青少年局、資源循環局の職員を対象にeラーニングを実施しました。

ウ 福祉的観点から寄り添った支援による解消を目指し、福祉保健センターの専門職向けに研修を実施しました。

エ 判定ドリルを作成し、いわゆる「ごみ屋敷」判定の平準化を図りました。

<実施状況>

	内容等	開催日	対象及び参加者数
区	各区主催の研修および事業説明	通年	対象：区職員8区 延べ11回実施 (神奈川区、中区、磯子区、金沢区、港北区、都筑区、戸塚区、瀬谷区)
局	ア 実務研修	令和3年 5月26日	対象：区役所、資源循環局事務所職員 受講者 66名
	イ eラーニング	令和3年 7月～9月	対象：新採用職員・区、健康福祉局、 資源循環局、こども青少年局職員 受講者 799名
	ウ 区専門職向け研修	通年	対象：区生活支援課職員 7区 (鶴見区、神奈川区、中区、南区、旭区、 磯子区、瀬谷区)

(4) 関係機関との連携

区役所／健康福祉局

関係機関との連携強化を目的に、規則に定める関係機関(社会福祉協議会、基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、精神障害者生活支援センター)の職員を対象とした研修を実施しました。

<実施状況>

	内容等	開催日	参加者
区	区主催の専門家 コンサルテーション	令和3年10月19日	金沢区職員 関係機関職員 24名
局	関係機関向け研修 (オンライン)	令和3年12月3日	区職員・関係機関職員 96名 (地域ケアプラザ、基幹相談支援センター、 精神障害者生活支援センター、市社会福祉協議会、 区社会福祉協議会 等)

(5) その他

区役所／健康福祉局／資源循環局

横浜市中期4か年計画（2018年～2021年）の「政策14 参加と協働による地域福祉保健の推進」の主な施策に「地域住民及び関係機関と連携したいわゆる「ごみ屋敷」対策」が盛り込まれています。2021年までの間に200件の解消を目標に取り組み、121件の解消（うち条例に基づく排出支援は62件）でした。

政策14 参加と協働による地域福祉保健の推進			
主な施策3 地域住民及び関係機関と連携したいわゆる「ごみ屋敷」対策			
いわゆる「ごみ屋敷」の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、地域住民及び関係機関と連携しながら、当事者に寄り添い福祉的な支援により解消や発生の防止を図ります。			
想定 事業量	排出支援回数 120回（4か年）	計画上の 見積額	1億円
指 標	近隣に影響があるいわゆる「ごみ屋敷」の解消件数	目標値 (2021年末)	200件 (4か年)

(横浜市中期4か年計画2018～2021から抜粋)

2 解消に向けた取組

区役所／資源循環局

(1) 解消理由について

条例に基づき、いわゆる「ごみ屋敷」と判定された60件のうち、近隣への影響が解消した事例は24件でした。

近隣への影響が 解消した件数	解消理由	
	6条3項による排出支援	本人・親族による撤去等
24	12	12

(2) 排出支援の実施

条例に基づき、近隣の生活環境が損なわれている状態又は近隣における生活環境が損なわれるおそれがある状態にあり、本人が片付けに同意したものの自ら行うことができない事例について、区役所と資源循環局が協力して排出支援を行いました。

ア 排出支援により解消した件数 12件

イ 一般廃棄物処理手数料の減免実績

排出支援により解消した12件中、9件を減免しました。

減免理由	件数	搬入量	金額
生活保護	7	14,630kg	190,190円
障害者手帳	1	260kg	3,380円
センター長判断	1	3,610kg	46,930円
合 計 (平均)	9	18,500kg (2,055kg)	240,500円 (26,722円)

(3) 個別事案対策検討プロジェクト

区役所／健康福祉局／資源循環局

区局の関係部署の課長、係長級、担当職員で構成しています。近隣への影響が大きく、区役所の働きかけだけでは解決が困難な事案について、メンバー全員が堆積者の身心の状況、近隣への影響度合い等を共有し、それぞれの専門分野に基づく知見でのアプローチ方法等を議論しあい、各部署が連携して対策にあたりました。【実施状況】 3事例 14回実施

(4) 専門家コンサルテーション

健康福祉局

ア 福祉、保健分野の学識者や専門家からのコンサルテーションを実施し、支援の中心となる社会福祉職や保健師等を対象に、研修や事例検討会を実施しました。【実施状況】 派遣回数 2回

イ 弁護士相談

支援の実施にあたって法律上の判断に迷う案件について、弁護士相談を実施し、法的なアドバイスをいただきました。【実施状況】 相談件数 1件

3 未然防止・再発防止の実施

(1) 第4期横浜市地域福祉保健計画への反映

健康福祉局

いわゆる「ごみ屋敷」対策は、第4期市計画の「推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり」の重点項目として位置付けられています。いわゆる「ごみ屋敷」対策は、地域の課題であるため、支援が届く仕組みをつくり、連携・協働により地域の課題を調整・解決する仕組みを充実していくことが重要です。

(2) ふれあい収集による再発防止の取組

資源循環局

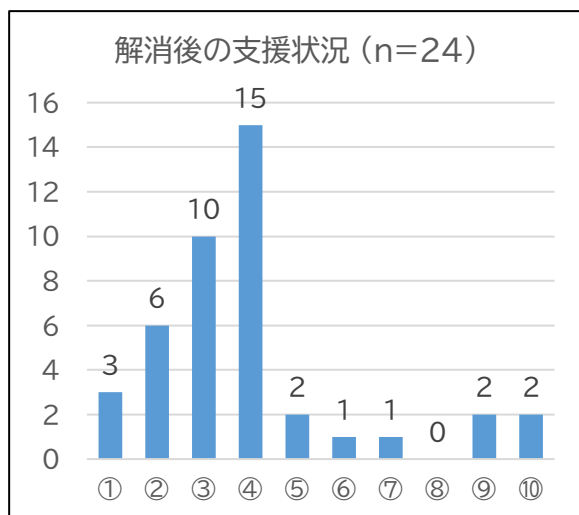
令和2年度より再発防止に向けた取組として、排出支援実施者に対するふれあい収集の運用を開始しました。【利用状況】 4件

(3) 解消案件の追跡調査

健康福祉局

令和3年度に排出支援により解消した24件の解消後の支援状況等について、調査を実施しました。その結果、「困りごとを相談できる先が確保できている」が15件62%、「必要な福祉サービスを利用できている」が10件41%と、必要な医療・福祉サービスの利用、困りごとの相談先の確保につながっています。

【調査結果】



質問項目の内容

- ①死亡、入院、転居(施設入所含む)により、親族・大家等が堆積物を撤去した。
- ②必要な医療が受けられている。
- ③必要な福祉サービスを利用できている。
- ④困りごとを相談できる先が確保できている。
- ⑤解消前と比べると、親族や近隣等との関係が良くなっている。
- ⑥解消前と比べると、外出できる場所や、外出する機会ができています。
- ⑦区役所、関係機関、親族、近隣等の関わりを拒否している。
- ⑧福祉サービスの利用を拒否している。
- ⑨既存の福祉サービス利用対象に該当しない。
- ⑩転居

令和3 年度第3 回ヨコハマe アンケート いわゆる「ごみ屋敷」に関するアンケート

資料 4

実施期間 令和3年5月28日（金）から6月11日（金）

事業所管課 健康福祉局福祉保健課、資源循環局業務課

年代別・性別のメンバー数／構成比

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
男性	13 (0.4%)	60 (1.7%)	194 (5.5%)	422 (12.0%)	434 (12.3%)	427 (12.1%)	255 (7.2%)	1 (0.0%)	1,806 (51.2%)
女性	9 (0.3%)	102 (2.9%)	482 (13.7%)	546 (15.5%)	384 (10.9%)	132 (3.7%)	41 (1.2%)	0 (0.0%)	1,696 (48.1%)
不明	1 (0.0%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	6 (0.2%)	4 (0.1%)	4 (0.1%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	22 (0.6%)
計	23 (0.7%)	165 (4.7%)	679 (19.3%)	974 (27.6%)	822 (23.3%)	563 (16.0%)	297 (8.4%)	1 (0.0%)	3,524 (100.0%)

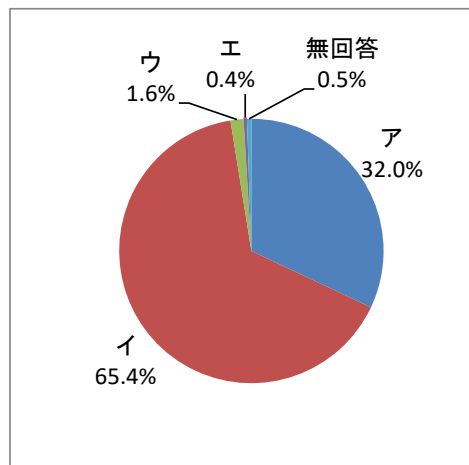
年代別・性別の回答者数／回答率

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
男性	2 (15.4%)	12 (20.0%)	71 (36.6%)	229 (54.3%)	235 (54.1%)	286 (67.0%)	153 (60.0%)	1 (100.0%)	989 (54.8%)
女性	1 (11.1%)	23 (22.5%)	148 (30.7%)	241 (44.1%)	188 (49.0%)	75 (56.8%)	19 (46.3%)	0 (0.0%)	695 (41.0%)
不明	0 (0.0%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	3 (50.0%)	2 (50.0%)	3 (75.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	12 (54.5%)
計	3 (13.0%)	36 (21.8%)	221 (32.5%)	473 (48.6%)	425 (51.7%)	364 (64.7%)	173 (58.2%)	1 (100.0%)	1,696 (48.1%)

Q1 あなたは、これまでに「ごみ屋敷」について見たこと、聞いたことがありますか。
(単一選択)

n = 1,696

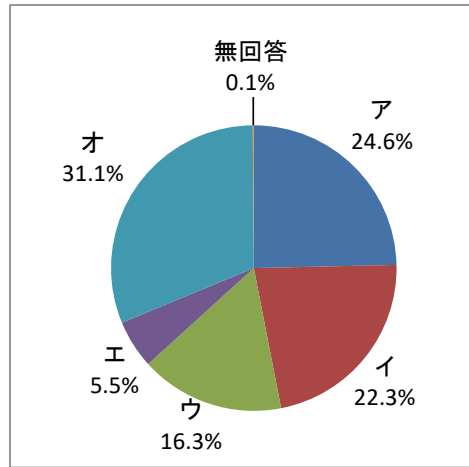
ア	実際に見たことがある	32.0%	543
イ	テレビ等で見たことがある	65.4%	1,110
ウ	聞いたことがある	1.6%	27
エ	見たことも聞いたこともない	0.4%	7
無回答		0.5%	9
		100.0%	1,696



Q2 どのような状態を「ごみ屋敷」と考えますか。
 なお、動物の多頭飼育や、草木の繁茂のみの場合は含みません。物の堆積量や状態に着目して回答してください。
 (単一選択)

n = 1,696

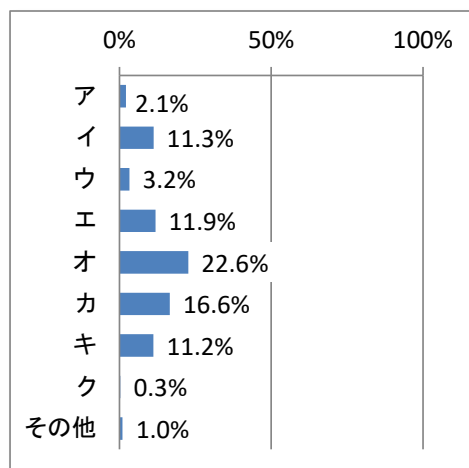
ア	どの部屋の床もほぼすべてをごみ等が覆っている状態 (レベル1)	24.6%	418
イ	どの部屋もごみ等が積み重なり床が全く見えない状態 (レベル2)	22.3%	378
ウ	どの部屋も膝丈ほどにごみ等があり家の中の移動が困難な状態 (レベル3)	16.3%	277
エ	天井に迫る程の高さまでごみ等があり家の中での居場所確保すら困難な状態 (レベル4)	5.5%	93
オ	家の中だけでなく共有スペース等家の外までごみ等がはみ出している状態 (レベル5)	31.1%	528
無回答		0.1%	2
		100.0%	1,696



Q3 「ごみ屋敷」になる背景や原因はどのようなことだと思いますか。当てはまるものをすべて回答してください。
 (複数選択可)

n = 1,696

ア	判断能力の低下(捨てる物とそうでない物の区別ができない等)	2.1%	36
イ	身体機能の低下(ごみを出しに行けない等)	11.3%	191
ウ	ごみの分別や出し方の問題(分別が難しい・ごみ出しルールと生活スタイルが合わない等)	3.2%	55
エ	経済的困窮(医療やサービスを利用できない等の理由が経済的困窮である等)	11.9%	202
オ	本人の特性・傾向(捨てられない・集めてくる・ごみがあっても気にならない等)	22.6%	384
カ	助けてくれる家族がいない(同居家族の力が落ちた・家族内の不和・一人暮らし等)	16.6%	281
キ	地域等からの孤立(日ごろから行き来する人がおらず気にかけてくれる人がいない等)	11.2%	190
ク	分からない	0.3%	5
その他		1.0%	17



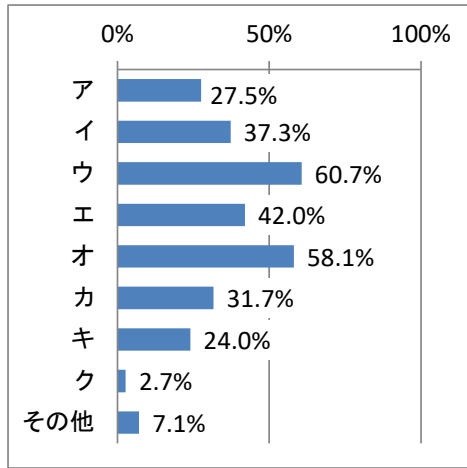
その他(抜粋)

ごみを自分の財産と考えている。
 抑うつ状態等心の安定を保てない。

Q4 「ごみ屋敷」状態となっている人の根本的な解決にはどのような支援が必要だと思いますか。当てはまるものすべてに回答してください。（複数選択可）

n = 1,696

ア	医療機関の受診	27.5%	467
イ	福祉サービスの利用	37.3%	632
ウ	本人の状況に合わせた相談機関での相談・支援	60.7%	1,029
エ	本人がごみ出しできない場合の日常的なごみ出し支援	42.0%	712
オ	本人の同意に基づいたごみの排出支援	58.1%	986
カ	家族のサポート	31.7%	537
キ	近隣住民による継続的な声かけ・見守り	24.0%	407
ク	支援は必要ない	2.7%	45
その他		7.1%	120



その他(抜粋)

支援ではなく強制力が必要だと思う。

本人には他人に迷惑をかけているという意識が無く、また、関わる他人がいないことが多いと思われる。そのような理由から、公園清掃や地域散策等コミュニティへの参加が必要だと思う。

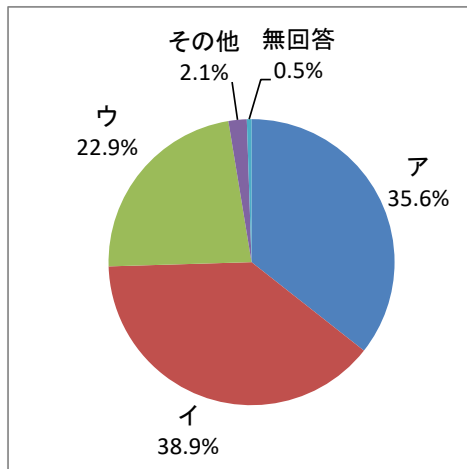
同意に基づかないと排出支援できないのがもどかしいが、法律を変えるのは難しい。

ソーシャルワーカーやカウンセラー等からのメンタル面のサポート

Q5 「ごみ屋敷」の解消とは、どのような状態だと考えますか。（単一選択）

n = 1,696

ア	完全にごみ等がなく近隣の生活環境に影響がない状態	35.6%	604
イ	外観上はごみ等がなく近隣の生活環境に影響がない状態	38.9%	660
ウ	屋内又は屋外にごみ等が残っている箇所はあるが近隣の生活環境に影響はない状態	22.9%	388
その他		2.1%	35
無回答		0.5%	9
		100.0%	1,696



その他(抜粋)

今後同様なことが起こらない状態。

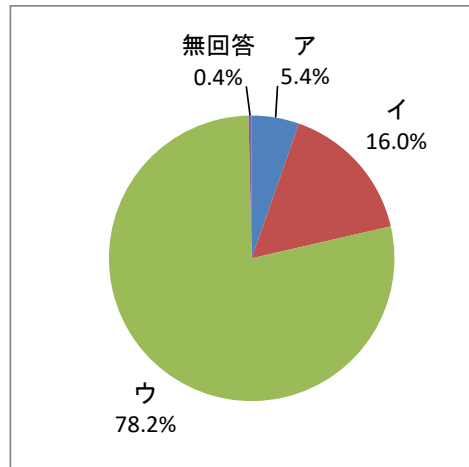
屋内又は屋外にごみ等が残っている箇所はあるが、近隣の生活環境に影響はない状態、かつ当人が心身ともに健康になった状態。

ごみだけでなく、におい、虫等の影響が外部にない状態。

Q6 平成28年12月に「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生を防止を図るための支援及び措置に関する条例」(いわゆる「ごみ屋敷」対策条例)が制定されました。この条例について知っていましたか。
(単一選択)

n = 1,696

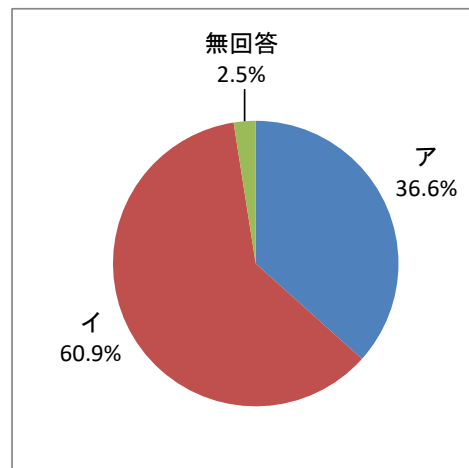
ア	知っている (⇒Q7)	5.4%	91
イ	名前だけは聞いたことがある (⇒Q7)	16.0%	272
ウ	知らない (⇒Q8)	78.2%	1,327
無回答		0.4%	6
		100.0%	1,696



Q7 Q6で「ア 知っている」、「イ 名前だけは聞いたことがある」と回答された方にお聞きします。横浜市が制定したいわゆる「ごみ屋敷」条例では、単にごみを片付けるだけではなく、当事者に寄り添った福祉的な支援に重点を置いて取組みを進めるとしていますが、そのことについて知っていましたか。
(単一選択)

n = 363

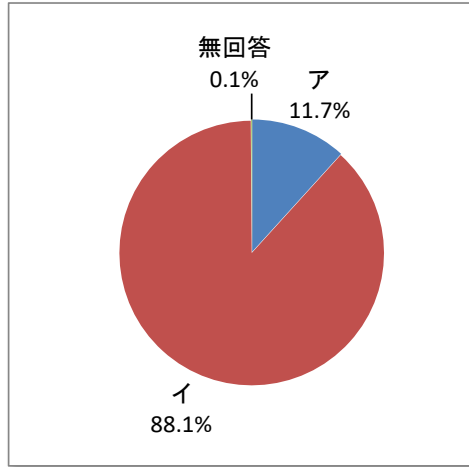
ア	知っている	36.6%	133
イ	知らない	60.9%	221
無回答		2.5%	9
		100.0%	363



Q8 全員にお聞きします。
 あなたの周囲に、自宅に多くのごみが堆積した「ごみ屋敷」に住んでいる人はいますか。(居住実態のない空家や空地は含みません。)
 (単一選択)

n = 1,696

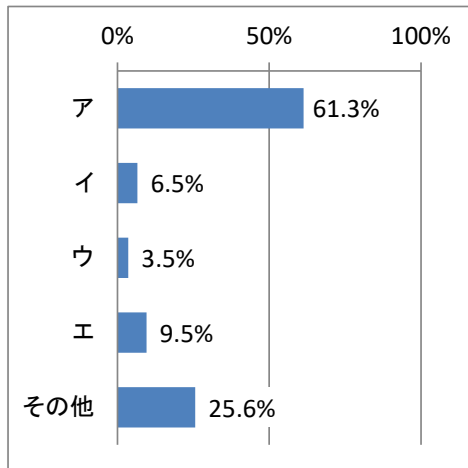
ア	いる (⇒Q9・Q10)	11.7%	199
イ	いない (⇒Q11)	88.1%	1,495
無回答		0.1%	2
		100.0%	1,696



Q9 Q8で「ア いる」と回答された方にお聞きします。
 それは、どのような関係の方ですか。
 (複数選択可)

n = 199

ア	近所の人	61.3%	122
イ	知り合い	6.5%	13
ウ	友人	3.5%	7
エ	家族・親族	9.5%	19
その他		25.6%	51



その他(抜粋)

子供の同級生の家

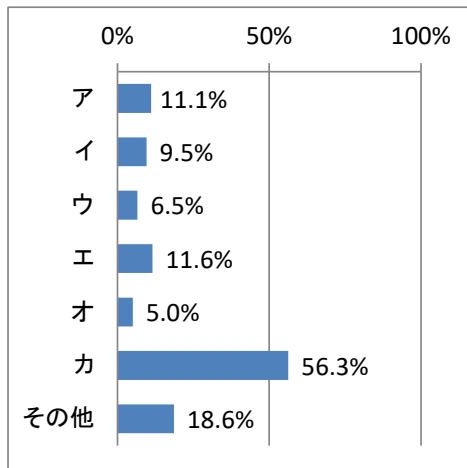
自分自身

仕事の訪問先

Q10 Q8で「ア いる」と回答された方にお聞きします。
「ごみ屋敷」状態となっている方に対して何か働きかけをしましたか。
(複数選択可)

n = 199

ア	片付けを手伝った	11.1%	22
イ	本人の身近な人や関係機関などに相談するよう促した	9.5%	19
ウ	本人の生活ぶりについて話を聞いた	6.5%	13
エ	片付けるように注意をした	11.6%	23
オ	事態が悪化するまで何もしなかった	5.0%	10
カ	関わりたくないので何もしなかった	56.3%	112
その他		18.6%	37



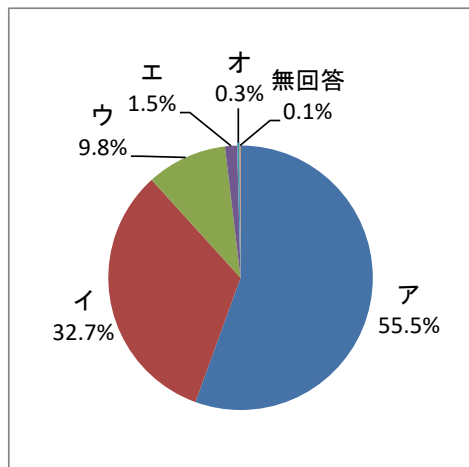
その他(抜粋)

気になっているがどうしたらよいか分からない。
当該者のことを何も知らないので見ているだけ。
横浜市に連絡している。
町内会から注意するのを期待している。

Q11 全員にお聞きします。
あなたの自宅が「ごみ屋敷」状態になるかもしれないと心配になることはありますか。
(単一選択)

n = 1,696

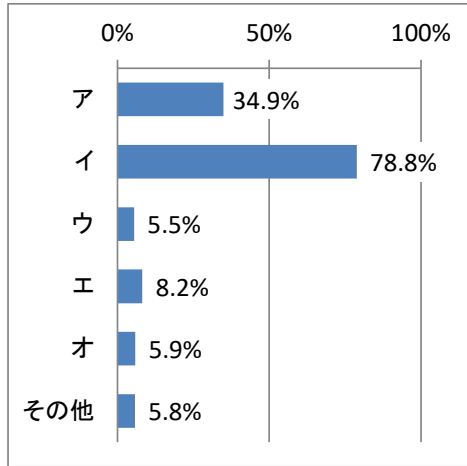
ア	全く心配はない	(⇒Q14)	55.5%	942
イ	今は心配ではないが今後の状況によっては心配である	(⇒Q12)	32.7%	555
ウ	少し心配である	(⇒Q12)	9.8%	167
エ	非常に心配である	(⇒Q12)	1.5%	25
オ	現在「ごみ屋敷」状態である	(⇒Q13)	0.3%	5
無回答			0.1%	2
			100.0%	1,696



Q12 Q11で「イ～エ」と回答された方にお聞きします。
 そのように考える理由として当てはまるものすべてを選択してください。
 (複数選択可)

n = 747

ア	片付けるのが苦手だから	34.9%	261
イ	加齢や病気などによって片付けやごみ出しができなくなる可能性があると思うから	78.8%	589
ウ	頼りになる家族がいないから	5.5%	41
エ	地域との付き合いがないから	8.2%	61
オ	ごみの分別が難しいから	5.9%	44
その他		5.8%	43



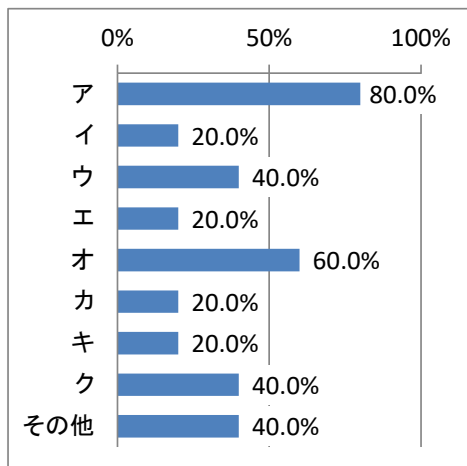
その他(抜粋)

粗大ごみ等の廃棄方法が面倒で、予約もすぐには取れない。
時間的・金銭的余裕がなく、身辺整理に割く時間が確保できない。
家族に物を捨てられない人がいるから。
独居であることで、なにがあるかわからない。

Q13 Q11で「オ 現在「ごみ屋敷」状態である」と回答された方にお聞きします。
 原因はどのようなことですか。当てはまるものすべてを選択してください。
 (複数選択可)

n = 5

ア	物を捨てられないから	80.0%	4
イ	病気等の原因によってごみ出し等ができないから	20.0%	1
ウ	ごみ出し等を手伝ってくれる人がいないから	40.0%	2
エ	ごみを出すことよりも優先すべき事があったから	20.0%	1
オ	気力・体力がないから	60.0%	3
カ	片付けるの必要性を感じないから	20.0%	1
キ	ごみ捨てのルールと生活スタイルが合わないから	20.0%	1
ク	家族に原因がある(家族にごみを集めてくる人がいる等)	40.0%	2
その他		40.0%	2



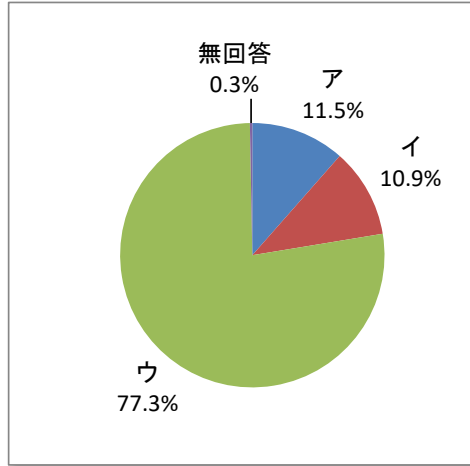
その他(抜粋)

不要なものを処分しないので、ごみとなって溜まっていく。

Q14 全員にお聞きします。
 横浜市資源循環局では、家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができないひとり暮らしの高齢者の方等を対象に、自宅の敷地内や玄関先から直接ごみを収集する「ふれあい収集」を行っています。この支援について知っていましたか。
 (単一選択)

n = 1,696

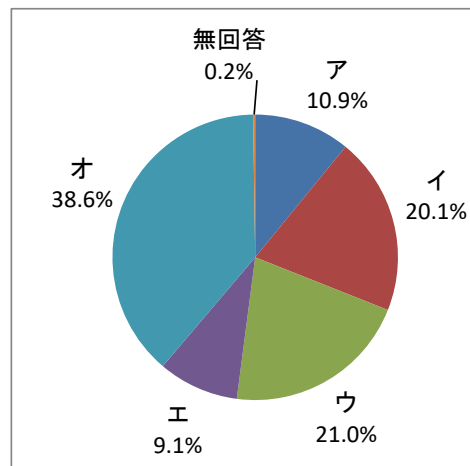
ア	知っている	11.5%	195
イ	名前だけは聞いたことがある	10.9%	185
ウ	知らない	77.3%	1,311
無回答		0.3%	5
		100.0%	1,696



Q15 あなたは日頃、親族や友人が自宅に来ることはありますか。
 (単一選択)

n = 1,696

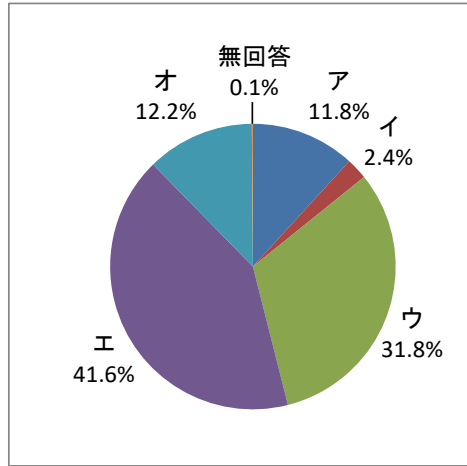
ア	週に1回以上ある	10.9%	185
イ	月に1回以上ある	20.1%	341
ウ	半年に1回以上ある	21.0%	357
エ	1年に1回以上ある	9.1%	155
オ	ほとんどない	38.6%	654
無回答		0.2%	4
		100.0%	1,696



Q16 あなたは日頃、近所の方どのような付き合い方をしていますか。
(単一選択)

n = 1,696

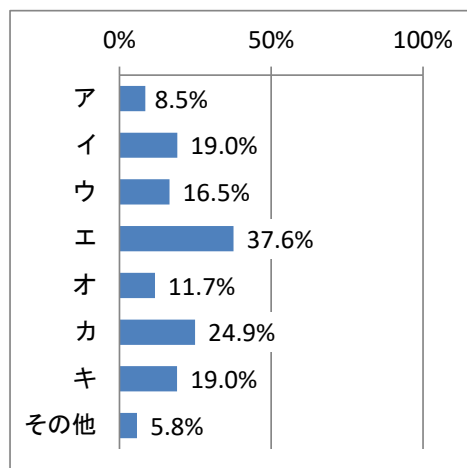
ア	困ったとき相談したり助け合ったりする	11.8%	200
イ	一緒に買い物に行くなど気のあった人と親しくしている	2.4%	41
ウ	たまに立ち話をする程度	31.8%	540
エ	道で会えば挨拶をする程度	41.6%	706
オ	顔もよく知らない	12.2%	207
無回答		0.1%	2
		100.0%	1,696



Q17 近隣の方がごみ出しで困っていることが分かった場合、あなたはどうしますか。
(複数選択可)

n = 1,696

ア	自分の家族に連絡する	8.5%	145
イ	隣近所に相談する	19.0%	323
ウ	民生委員に相談する	16.5%	280
エ	区役所に相談する	37.6%	637
オ	地域ケアプラザ等の福祉関係者に相談する	11.7%	198
カ	ごみ出しを手伝う	24.9%	422
キ	どうしたらよいか分からない	19.0%	322
その他		5.8%	98



その他(抜粋)

区役所やマンションの管理人、自治会等に相談する。
特になにもしない。
困っている内容に応じた相談先に連絡する。

(抜粋)

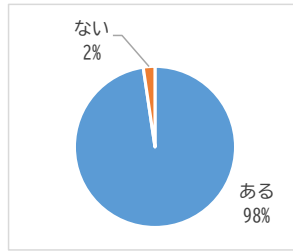
「ごみ屋敷」条例や「ふれあい収集」について、市民への周知を広報などで繰り返しお願いします。
横浜市の「ごみ屋敷」条例そのものは、とても画期的だと思います。その実効性を高めるには、本人と地域との関係性の構築が不可欠だと思うため、地域からの協力をどのように引き出し、巻き込んでいけるかが鍵になってくると思います。
ごみ屋敷は本人の問題(心や思想)なので、心理的なケアが必須だと思います。場合によっては強制力を持ってごみを収集する習慣を取り除く必要があるでしょう。
ごみ屋敷については、個人の財産に介入することが法律上難しいと言われていますが、近隣住民にとっても平穏な生活を侵害されかねない切実な問題です。条例に基づいた過料の徴収や刑事告発など、ある程度強制力を伴った対応が必要となるかもしれません。
周囲の環境に影響が出るまで、個人には干渉することができないし、影響が出てしまったら、手遅れになることもある。都市特有の問題で、何とかしなければと思うが、非常に難しい。
周囲に迷惑をかけていないのであれば行政が介入する必要はないと思いますが、周囲に迷惑をかけているのであれば行政が介入する必要があると思います。
代執行は最終手段であるので、行政としては現状把握、相談、支援を行い積極的に寄り添う姿勢が大切と考えます。他人から見たらごみでも当事者には捨てられないモノだったり、地域コミュニティ(町内会自治会等々)との関わりが薄く孤立している方も居ると思います。代執行に至る以前に決め細やかな行政支援を行うが理想と思います。
ごみの分別は、高齢者にとって難しい人もいます。粗大ごみについては、申し込みや、出し方などについて理解できていない人もいないのではないかと感じます。家族がいてもその家族が遠方にいる場合は、支援が難しということ聞いたことがあります。
日頃より、近隣住民のコミュニケーションが必要であり、まずは、自治会に入ってもらうこと、その後はお互いが関心を持って生活することが必要と考える。
住環境の清潔さと衛生維持の観点から、ごみ屋敷対策は少し強力で条例制定等をして、進めるべきで、強行執行のための予算措置は必要だと思う。
空き家を含め不法投棄の助長や不審火等の火災の危険、治安の悪化につながるので地域の見回り等をしてごみ屋敷の発見、解消に繋げてほしい。
ごみ屋敷の実態について、部分的にテレビなどで見るが、横浜市ではどのような状態なのか、どこまで深刻な問題になっているか、行政だけで抱え込まないで具体的な数字や写真などを示しつつ問題提起して、市民に訴えたほうがよいのではないのでしょうか。
ごみ屋敷となる経緯は、加齢による体力衰退、金銭的困窮、精神的孤立などの要因が単独ではなく複層的に重なり生じるとされる。近隣住人の見守り、支援は大切で尊いことではあるが、当人、近隣住人双方にとって負担が大きい。この種の「共助」を期待や依存せず行政が日常的に支援するシステムを構築することが肝要と思う。

地域包括支援センターを対象としたごみ問題を抱えている人への支援に関するアンケート調査結果

1 調査実施期間	令和3年12月16日～令和4年1月29日
2 アンケート調査対象数	142 施設
3 アンケート回収数	128 施設
4 回収率	90%

Q1 これまでに、地域包括支援センターでゴミを堆積している人に関する相談・苦情を受けたことはありますか。

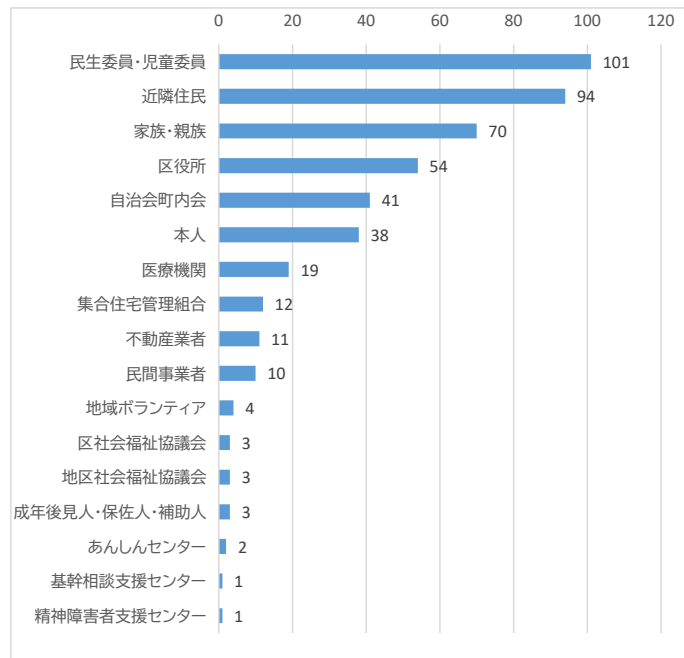
項目	回答数
ある	125
ない	3
計	128



回答のあった128施設中98%がゴミを堆積している人に関する苦情や相談を受けていることが分かった。この調査結果から、どの地域でもゴミ問題を抱えた人が居住しており、各地域包括支援センターが苦情や相談を受けるなどの対応がなされていることが分かった。今後、ますます相談や対応事案が増えることが予想されることから、ゴミ問題を抱えた人に対し行政、関係機関が密に連携し取り組む必要がある。

Q2 相談者はどなたでしたか。(複数回答可)

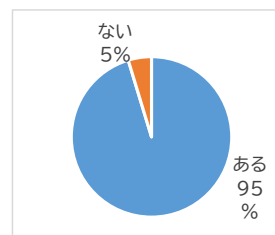
項目	回答数	割合
民生委員・児童委員	101	21.6%
近隣住民	94	20.1%
家族・親族	70	15.0%
区役所	54	11.6%
自治会町内会	41	8.8%
本人	38	8.1%
医療機関	19	4.1%
集合住宅管理組合	12	2.6%
不動産業者	11	2.4%
民間事業者	10	2.1%
地域ボランティア	4	0.9%
区社会福祉協議会	3	0.6%
地区社会福祉協議会	3	0.6%
成年後見人・保佐人・補助人	3	0.6%
あんしんセンター	2	0.4%
基幹相談支援センター	1	0.2%
精神障害者支援センター	1	0.2%



相談者として、民生委員児童委員が最も多く22%だった。次いで近隣住民が20%、家族・親族が15%であった。区役所からの相談も11%あり、地域包括支援センターが市民、関係機関からの身近な相談先となっている。

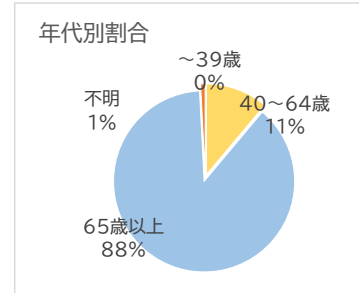
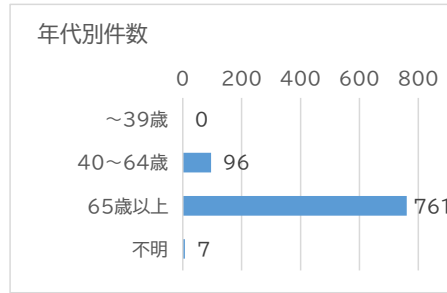
Q3 ゴミを堆積している事案に対応したことはありますか。

項目	回答数
ある	122
ない	6
計	128



Q4 対応した事案の年代

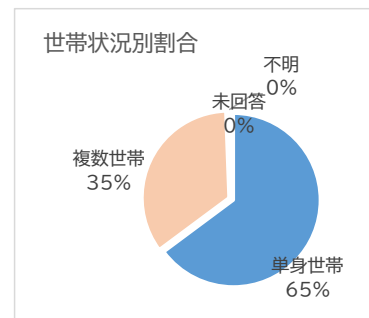
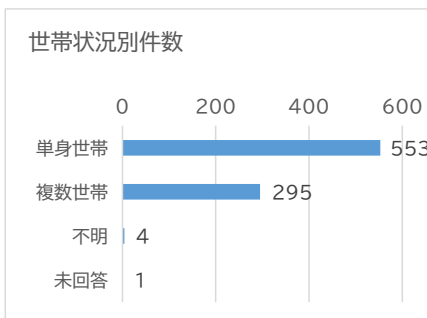
項目	件数
～39歳	0
40～64歳	96
65歳以上	761
不明	7
計	864



対応した事案の年代では、88%が65歳以上であった。例年実施している「18区件数報告」集計結果では、40～64歳が55%と最も多く、次いで65歳以上が43%となっている。
このことから、地域包括支援センターは地域や関係機関から高齢者に関する身近な相談窓口として認識されており、その結果高齢者への対応件数の増加につながっていると考えられる。

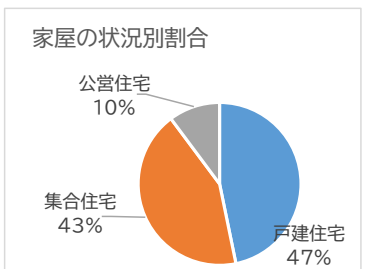
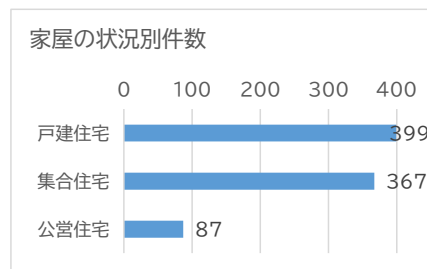
Q5 対応した事案の世帯状況

項目	件数
単身世帯	553
複数世帯	295
不明	4
未回答	1
計	853



Q6 対応した事案の家屋の状況

項目	件数
戸建住宅	399
集合住宅	367
公営住宅	87
計	853



家屋の状況では、戸建て住宅が46%と多く、次に集合住宅が43%、公営住宅が11%となっている。「18区件数報告」集計結果では、戸建て住宅が55%、集合住宅が39%、公営住宅が6%となっており、対応家屋の状況には多少の違いがあることが分かった。

Q7 区役所の職員と一緒に対応した件数。

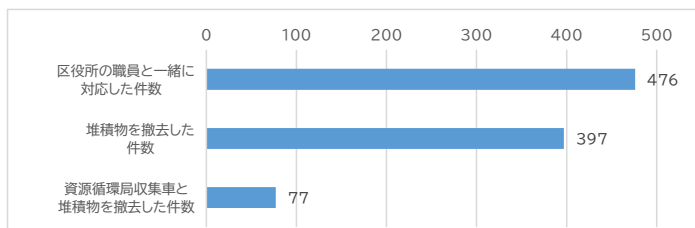
476 件 (55%)

Q8-1 堆積物の撤去を支援した件数

397 件 (45%)

Q8-2 Q8-1のうち、資源循環局の収集車が来て、堆積物の撤去を支援した件数

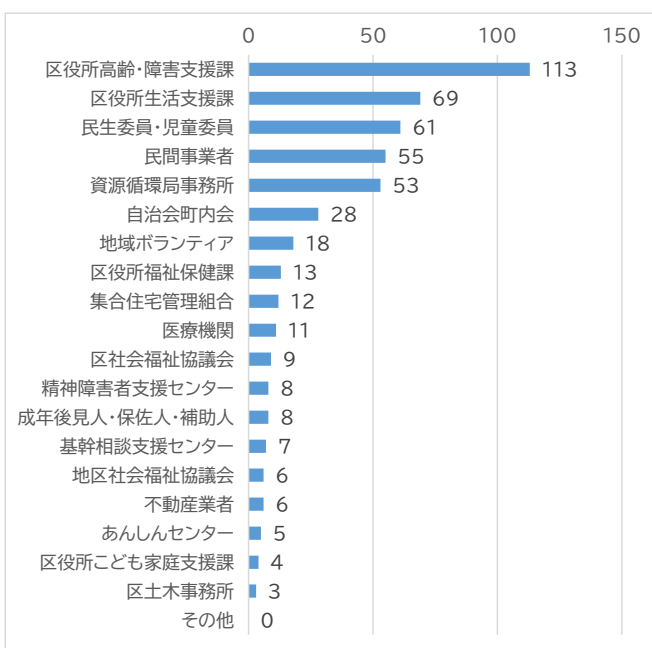
77 件 (19%)



地域包括支援センターで対応した事案のうち、区役所と対応した事案は全体の55%だった。
約半数の事案については、地域包括支援センターが区役所以外の機関や地域、本人等と対応していることが分かった。またその半数の事案については、区役所が把握していない事案が多数存在することが推測される。今後、潜在化している事案の把握、対応に向け、地域包括支援センターとの更なる情報共有や連携した対応が必要である。

Q9 ごみを堆積している人への支援や堆積物の撤去を支援する際、連携している関係機関等を教えてください。
(複数回答可)

項目	件数	割合
区役所高齢・障害支援課	113	23%
区役所生活支援課	69	14%
民生委員・児童委員	61	12%
民間事業者	55	11%
資源循環局事務所	53	11%
自治会町内会	28	6%
地域ボランティア	18	4%
区役所福祉保健課	13	3%
集合住宅管理組合	12	2%
医療機関	11	2%
区社会福祉協議会	9	2%
精神障害者支援センター	8	2%
成年後見人・保佐人・補助人	8	2%
基幹相談支援センター	7	1%
地区社会福祉協議会	6	1%
不動産業者	6	1%
あんしんセンター	5	1%
区役所こども家庭支援課	4	1%
区土木事務所	3	1%
その他	0	0%



連携している機関では、区役所高齢・障害支援課が23%と、5件中1件は高齢・障害支援課との連携事案であることが分かった。次に生活支援課が14%、民生委員・児童委員が12%、資源循環局事務所が11%であった。

また、民間事業者が11%と資源循環局事務所と同数となっている。その他、少数ではあるが多岐にわたり必要に応じて様々な機関と連携し対応していることが分かった。

Q10 ごみを堆積している人への支援などについて、困っていることや日頃感じていることがありましたらご記入ください。

■堆積者・家族の状況について

- ・単身の高齢者は、ごみが溜まっていく現状を理解し、困っていてもどこに相談し、どう片づけて良いのかわからないうちにごみが蓄積され、自分一人では手に負えなくなっていくケースが多い。
- ・身寄りのない単身のケースや、8050など支援が複雑困難なことが多い。
- ・ごみが堆積していても本人は困っていないため、支援に結びつかないケースが多い。
- ・セルフネグレクトのため、生活全般に支援が必要な方が多い。

■堆積者の疾患、特徴について

- ・相談があり訪問しても、対象者が認知症であったり、家族がいても精神障害を患っているなど、自身から援助を求められないことが多い。
- ・高齢分野では、ごみ問題を抱える方々は、単身で認知症症状を抱えているケースや、8050問題ケースで地域との関わりが少ない方が多い。

■堆積物の排出・支援者の関わりについて

- ・お金がある場合は、民間の片付け業者に依頼する。経済的な問題で、民間ごみ回収整理事業者に依頼できない人も多い。
- ・介護保険サービスでは、当然対応できない。
- ・金銭的に裕福ではない方が多く、捨てるにも費用がかかるため、解決に至らないケースも多い。
- ・ごみをまとめる支援をしても、「収集場所に誰が持って行くか(早朝なので)」が決まらないことがある。
- ・周りにごみの処理に対し判断できるキーパーソンが不在になっていることが多く、キーパーソンを探すことに手間取る。
- ・本人の介護保険申請などについて、民生委員や近隣住民から相談が入り訪問した時に、ごみ屋敷だと分かることが多い。発見したときは対応が困難な状態になっている。
- ・一度ごみを撤去できても、継続的な支援に繋がらなければ同じ状態に戻る。

■支援の困難さについて

- ・ごみを撤去するまでの間、本人との関係づくりや動機づけに時間がかかることが多い。
 - ・本人の困りごとではなく、地域の困りごとであるため、なかなか撤去に至らず、必要な介護保険サービスの導入に時間を要してしまう。
 - ・いわゆる「ごみ屋敷」条例のような制度があったとしても、支援を必要とする対象者へ適切に制度やサービスに繋げる手段がない。
 - ・精神疾患ケースに関しては、アウトリーチ支援を積極的に行える機関が少ない。
 - ・本人が困っていない場合の介入の仕方が難しい。
 - ・精神疾患を理解することや、その対応に苦慮する。
- 本人の片づける意欲がない、拒否される方への支援方法を知りたい。

● その他

- もう少し早い段階で気付いて対応してあげられるような見守りの仕方を考えていきたい。
- ごみを堆積している人の心理状況を知ったり、解決に至ったケースの情報を共有したい。
- 「孤立しない・させないまちづくり」の取り組みを、地域全体で行っていくことが必要だと感じている。
- ・本人や家族は困り感がない場合、思ったように支援が進まず、地域住民の不安感が強くなることもある。
 - ・近隣の方は火災などの心配をしている。
 - ・家族や地域の方が早めに相談してほしい。
 - ・今後単身世帯や老老世帯が増える中、相談が増えていく事を懸念している。
 - ・行政や地域住民(自治会や近隣住民)との連携が非常に大事だと感じている。
- どうしたらごみ屋敷化する前に関わりがもてるのか、地域との共通課題のように感じている。
- 横浜市いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に該当しないとのことで、区の協力を得られず困ることがある。
- ・資源循環局対応のケースだと、堆積物撤去のスケジュールをたてるのが大変だった。
 - ・行政が入る場合、手続き期間が長すぎて本人の気が変わってしまうことがある。
- 8050問題とごみ問題が合わさっている事案について、子どもが堆積者の場合、地域包括支援センターやケアマネジャーがどこまでの支援を担うのか。

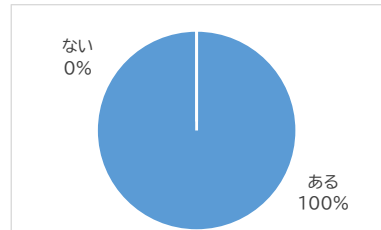
健康福祉局福祉保健課地域福祉支援担当(いわゆる「ごみ屋敷」対策担当)

基幹相談支援センター・精神障害者生活支援センターを対象とした
ごみ問題を抱えている人への支援に関するアンケート調査結果

1 調査実施期間	令和4年3月17日～4月18日
2 アンケート調査対象数	36 施設
3 アンケート回収数	30 施設
4 回収率	83%

Q1 これまでに、基幹相談支援センター・精神障害者生活支援センターでゴミを堆積している人に関する相談・苦情を受けたことはありますか。

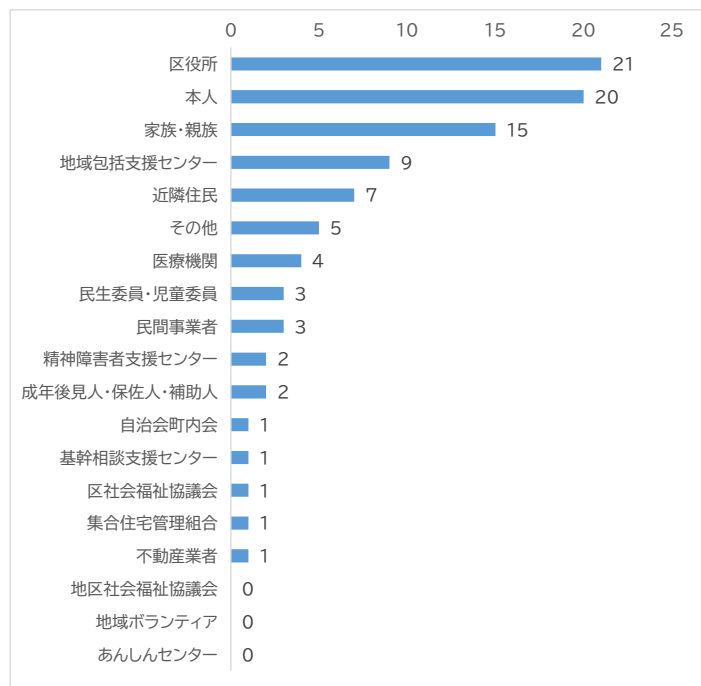
項目	回答数
ある	30
ない	0



回答のあった30施設の全てがゴミを堆積している人に関する苦情や相談を受けていることが分かった。
この調査結果から、どの地域でもゴミ問題を抱えた人が居住しており、各基幹相談支援センターや精神障害者生活支援センターが苦情や相談を受けるなどの対応がなされていることが分かった。今後、ますます相談や対応事案が増えることが予想されることから、ゴミ問題を抱えた人に対して、行政や関係機関が密に連携し取り組む必要がある。

Q2 相談者はどなたでしたか。(複数回答可)

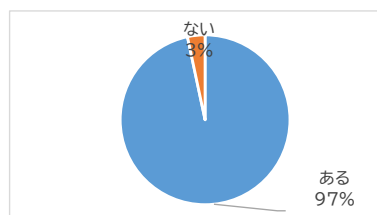
項目	回答数	割合
区役所	21	21.9%
本人	20	20.8%
家族・親族	15	15.6%
地域包括支援センター	9	9.4%
近隣住民	7	7.3%
その他	5	5.2%
医療機関	4	4.2%
民生委員・児童委員	3	3.1%
民間事業者	3	3.1%
精神障害者支援センター	2	2.1%
成年後見人・保佐人・補助人	2	2.1%
自治会町内会	1	1.0%
基幹相談支援センター	1	1.0%
区社会福祉協議会	1	1.0%
集合住宅管理組合	1	1.0%
不動産業者	1	1.0%
地区社会福祉協議会	0	0.0%
地域ボランティア	0	0.0%
あんしんセンター	0	0.0%



相談者として区役所が最も多く22%、地域包括支援センターからも9%あったが、関係機関としての相談・連携と考えられる。次いで本人が20%、家族・親族が15%であった。
基幹相談支援センター・精神障害者生活支援センターが、本人・家族にとって身近な相談先となっている。

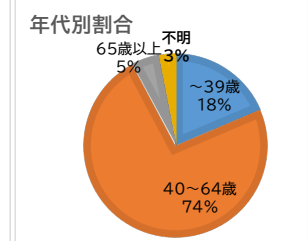
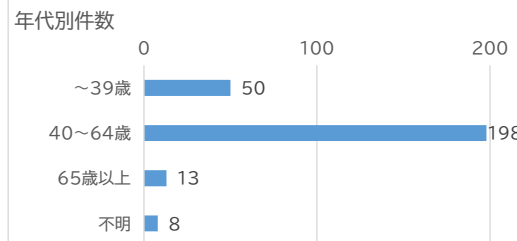
Q3 ごみを堆積している事案に対応したことはありますか。

項目	回答数
ある	29
ない	1
計	30



Q4 対応した事案の年代

項目	件数
～39歳	50
40～64歳	198
65歳以上	13
不明	8
計	269

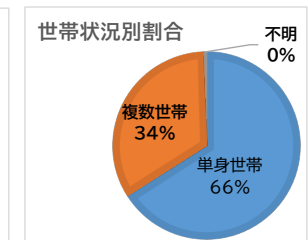
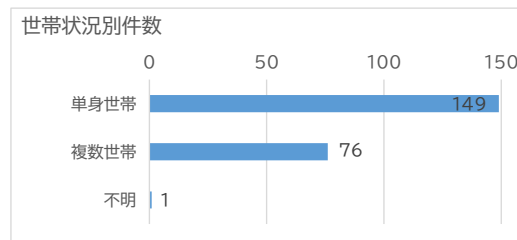


対応した事案の年代では、40～64歳が74%と最も多く、次いで39歳以下が18%となっている。例年実施している「18区件数報告」集計結果では、40～64歳が55%と最も多く、次いで65歳以上が43%となっている。

このことから、基幹相談支援センター・精神障害者生活支援センターは、地域や関係機関から若年層や中高年層に関する身近な相談窓口として認識されており、その結果、若年層や中高年層への対応件数の増加につながっていると考えられる。

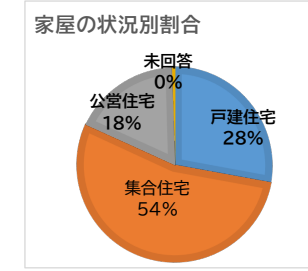
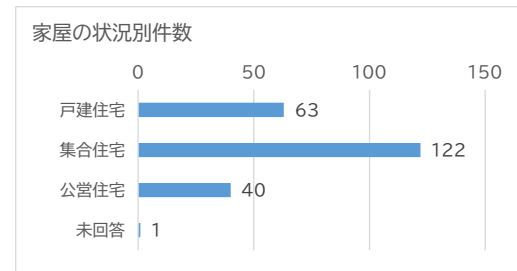
Q5 対応した事案の世帯状況

項目	件数
単身世帯	149
複数世帯	76
不明	1
計	226



Q6 対応した事案の家屋の状況

項目	件数
戸建住宅	63
集合住宅	122
公営住宅	40
未回答	1
計	226



家屋の状況では、集合住宅が54%と多く、次いで戸建住宅が28%、公営住宅が18%となっている。「18区件数報告」集計結果では、戸建て住宅が55%、集合住宅が39%、公営住宅が6%となっており、対応家屋の状況には違いがあることが分かった。

Q7 区役所の職員と一緒に対応した件数

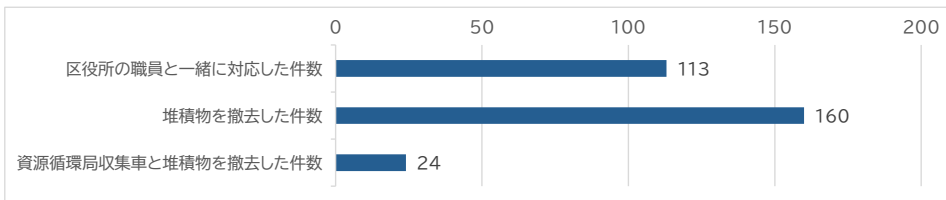
113 件 (50%)

Q8-1 堆積物の撤去を支援した件数

160 件 (71%)

Q8-2 Q8-1のうち、資源循環局の収集車が来て、堆積物の撤去を支援した件数

24 件 (15%)

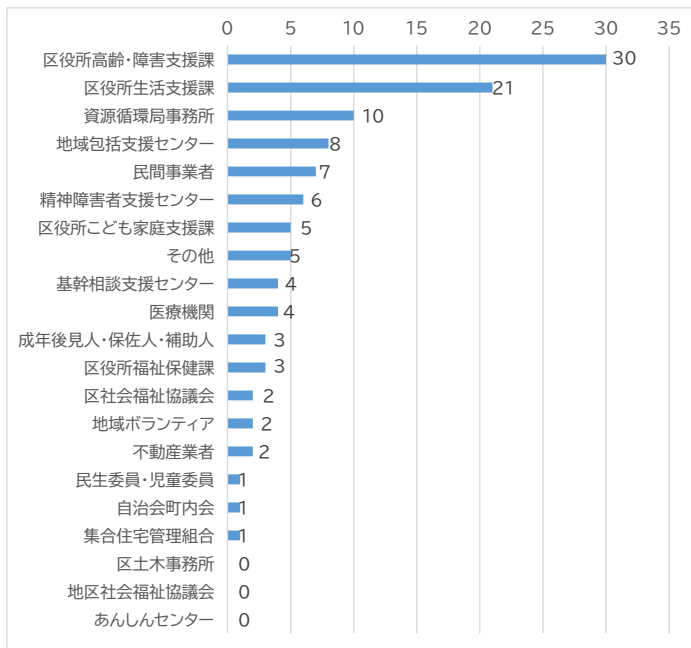


基幹相談支援センター・精神障害者生活センターで対応した事案のうち、区役所と対応した事案は、全体の50%だった。

約半数の事案については、区役所以外の機関や地域、本人等と対応していることが分かった。その半数の事案については、区役所が把握していない事案が多数存在することが推測される。今後、潜在化している事案の把握、対応に向け、基幹相談支援センター・精神障害者生活センターとの更なる情報共有や連携した対応が必要である。

Q9 ごみを堆積している人への支援や堆積物の撤去を支援する際、連携している関係機関等を教えてください。(複数回答可)

項目	件数	割合
区役所高齢・障害支援課	30	26.1%
区役所生活支援課	21	18.3%
資源循環局事務所	10	8.7%
地域包括支援センター	8	7.0%
民間事業者	7	6.1%
精神障害者支援センター	6	5.2%
区役所こども家庭支援課	5	4.3%
その他	5	4.3%
基幹相談支援センター	4	3.5%
医療機関	4	3.5%
成年後見人・保佐人・補助人	3	2.6%
区役所福祉保健課	3	2.6%
区社会福祉協議会	2	1.7%
地域ボランティア	2	1.7%
不動産業者	2	1.7%
民生委員・児童委員	1	0.9%
自治会町内会	1	0.9%
集合住宅管理組合	1	0.9%
区土木事務所	0	0.0%
地区社会福祉協議会	0	0.0%
あんしんセンター	0	0.0%



連携している機関では、区役所高齢・障害支援課が26%と、4件中1件は高齢・障害支援課との連携事案であることが分かった。次に生活支援課が18%、資源循環局事務所が9%、地域包括支援センターが7%であった。その他、民間事業者6%など、少数ではあるが多岐にわたり必要に応じて様々な機関と連携し対応していることが分かった。

Q10 ごみを堆積している人への支援などについて、困っていることや日頃感じていることがありましたらご記入ください。

■堆積者・家族の状況について

- ・本人・家族にごみの認識がなく、捨てられないことがある。
- ・ごみを捨てられない方も多いが、それ以上に自分で管理できる限度を超えて持っている方、家族の歴史が全て残っている方なども多く、「ごみ問題」として語れない課題を抱えている方が多い。

■堆積者の疾患、特徴について

- ・障害特性もあつてか、捨てることができない・直面化を避ける傾向にある方が多く、片付けを提案しても数年単位で変化がない(なかなか進まない)ことが多くある。
- ・その人なりのこだわりがあるため、明らかなごみであってもこちらのペースで進めるのが難しい。
- ・強迫観念などがあり、捨てられない。

■堆積物の排出・支援者の関わりについて

- ・本人が片付けを望んでも金銭的なことが課題になってしまうことがある。
- ・片づけや掃除の際に必要な用具等について、できる限り本人の持っているものを使用したり本人に購入をお願いしたりするが、それでも難しい場合がある。
- ・一度片付けても、しばらくするとまたごみが堆積し、繰り返になってしまうことがある。
- ・ごみを搬出し、その後障害福祉サービスにつなげたことで劇的に生活が改善した方もいて(数は少ないが)、やりがいを感じた。

■支援の困難さについて

- ・堆積した状態について、本人と話ができるまでの関係構築に、時間がかかる。
- ・困り感があれば関わりをもてるのだが、本人が必要を感じていない。
- ・困っていると言いつつも、手伝えることは拒否されたり、恥ずかしいと家にも入れていただけないことがあり、介入がしづらい。
- ・安心・安全に過ごしていただくために、整理が必要なことを理解していただくことが難しい。
- ・周囲から見るとごみだと思ふものでも、本人にとってはごみではない場合の対応に困ることが多い。
- ・本人許可を得た上での撤去・処分となった場合で、数年経過、転居後にもまだ「勝手に捨てられた」という苦情が続いている。

● その他

- ・ごみを片付けて欲しい、片づけた方が良いという周囲の人と特に問題を感じていない本人との板挟みになることがある。
- ・地域内でのごみの分別が厳しいため、近隣の住民から怒られてしまいごみを出せなくなってしまうケースが多い。
- ・撤去がゴールではないこと。関係づくりをしている間にも堆積していく為、早急な解決を求めらるご家族、近隣住民等に理解していただくにも時間がかかる。
- ・片付けは一度で済まないこともあり、複数回不衛生な環境で十分でない装備で活動することについて、職員の健康面への影響がありうるのではないかと心配である。
- ・ヘルパーを導入したくてもごみ屋敷状態になっていると入れないため、特別加算などをつけるなどしてごみが堆積している状態から一緒に動けると、きれいになった後の衛生面の維持の仕方などについて一緒にアセスメントできるのではと思う。
- ・いわゆる「ごみ屋敷」条例で対応する程ではないが、ごみが課題となって、より良い生活への移行が出来ない方が多い。
- ・排出支援までの手続きが煩雑なためタイムリーな支援が難しい。その間に命のリスクや本人のモチベーションが低下する。
- ・介入のポイントやうまいタイミングなど、うまく行った事例を知りたい。撤去の際に利用できるサービスや費用などを詳しく知りたい。

健康福祉局福祉保健課地域福祉支援担当(いわゆる「ごみ屋敷」対策担当)

令和4年度 取組の方向性について

1 取組体制の推進

いわゆる「ごみ屋敷」の堆積者の中には、既存の制度や支援対象の狭間の事例等、アプローチが困難な事例があります。

また、排出支援の経験が少ない区や、関係各課との調整や連携支援の実績が少ない区もあります。

<取組内容>

毎年2回実施している件数報告の取りまとめに合わせて、登載事例について状況把握するとともに、登載年数の長期化、支援困難な状況、近隣への影響が著しく重篤化することが予想される事例等については、早期に区・局が連携し対応します。

また、職員研修として、事務局の役割についての区福祉保健課担当職員向け研修や、専門職向け研修を開催します。

2 解消に向けた取組

8050世帯、キーパーソン不在の高齢者世帯、「集めるタイプ」の堆積者等については、長期化・深刻化が予想される事例があります。

また、一旦排出支援に結び付いても、再発の可能性が非常に高い事例もあります。

<取組内容>

区局連携して解消に向けた支援方針の策定等を行い、いわゆる「ごみ屋敷」の重篤化を防ぎます

また、令和3年度内に近隣に影響がある、いわゆる「ごみ屋敷」と判定され対応した事例についての調査を実施し、解消に至る要因等の分析を行います。

3 未然防止・再発防止

いわゆる「ごみ屋敷」の早期発見、未然防止（再発防止）に向けては、地域住民や地域の関係機関等と連携した見守りや支え合いなどの地域福祉保健の推進と共に取り組むことが必要です。

<取組内容>

社会福祉協議会、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、民生委員等に向けて、具体的な事例を通して本市におけるいわゆる「ごみ屋敷」対策の取組についての説明を行い、地域の中でのいわゆる「ごみ屋敷」に関する気付きを発信しやすくすることで、早期発見・未然防止のネットワークを強化します。

また、いわゆる「ごみ屋敷」に至る要因には課題を複合的に抱えていることが多いため、庁内の他事業担当（8050問題、権利擁護、認知症、障害施策関連等）とも連携を密にし、効果的なアプローチを行います。